



福県医発第1530号(地)
平成18年11月17日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



石川県医師国民健康保険組合等の一部負担金割合の改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 石川県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

2. 新潟県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日



小郡三井医師会より

担当理事 友清

3. 新潟県薬剤師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

4. 新潟県建築国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

5. 北海道歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

6. 北海道薬剤師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

7. 北海道建設国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

8. 名古屋市食品国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

9. 愛知県薬剤師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

10. 愛知県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

1 1. 愛知建連国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

1 2. 建設連合国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日適用
平成18年10月10日施行



(公印省略)

18国授第101号-15

平成18年10月30日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

石川県医師国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、石川県健康福祉部医療対策課長他から通知がありましたので、お知らせします。





医第2359号の2
平成18年9月21日

都道府県国民健康保険主管課長 様

石川県健康福祉部医療対策課長
(公 印 省 略)

石川県医師国民健康保険組合の規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27の第2項の規定により認可されましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりとなっておりますので、関係機関へ周知頂きますようお願いいたします。

(事 務 担 当)
医療対策課国保対策グループ
TEL 076-225-1432



石川県医師国民健康保険組合規約の一部改正の内容
(新旧対照表)

現 行	改 正
第3章 保険給付 (一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>次号から第4号に掲げる場合以外の場合</u> 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次のに掲げる場合を除く。) 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 第11章 罰 則 第60条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届け出をせず、若しくは虚偽の届け出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないおいては、その者に対し10万円以下の過怠金を科する。 第61条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過怠金を科する。 第62条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を科する。	第3章 保険給付 (一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3 (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3 第11章 罰 則 第60条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届け出をせず、若しくは虚偽の届け出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないおいては、その者に対し10万円以下の過怠金を課する。 第61条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過怠金を課する。 第62条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成18年10月1日から施行する。



医 第 1507 号
平成18年9月29日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

新潟県福祉保健部医薬国保課長

国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について（通知）

国民健康保険組合（医師・薬剤師・建築）の一部負担金割合等の改正を含む規約の変更について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可しましたのでお知らせします。

なお、改正内容については別紙のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮願います。

担当：国民健康保険係 相田
電話：025-280-5185（直通）
FAX：025-285-5723



新潟県医師国民健康保険組合規約一部改正新旧対照表

(新)	(旧)
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</u> (2) (省略) (3) (省略) (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u>	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3</u> (2) (省略) (3) (省略) (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>
(出産育児一時金) 第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として<u>350,000円</u>を支給する。 2 (省略)	(出産育児一時金) 第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として<u>300,000円</u>を支給する。 2 (省略)
(傷病手当金) 第14条 組合は、加入期間1年以上の被保険者である第1種組合員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条第1項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第33条の16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、<u>入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第8条第23項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(療養に相当するものに限る。))を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができなくなったときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第15日目から事業又は業務に就することができない期間、傷病手当金として1日につき5,000円を支給する。</u>	(傷病手当金) 第14条 組合は、加入期間1年以上の被保険者である第1種組合員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条第1項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第33条の16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、<u>特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第7条第5項に規定する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。))若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができなくなったときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第15日目から事業又は業務に就することができない期間、傷病手当金として1日につき5,000円を支給する。</u>
附 則 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組合規約第11条第1項の規定は、平成18年10月1日以後に給付事由の生じたものについて適用する。	

新潟県医師国民健康保険組合規約の一部を改正する規約

新潟県医師国民健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「次号から第4号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である」に改め、同条第4号中「10分の2」を「10分の3」に改める。

第11条第1項中「300,000円」を「350,000円」に改める。

第14条第1項中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に、「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「若しくは特例施設介護サービス費」を「、特例施設介護サービス費」に、「第7条第20項」を「第8条第23項」に改め、「若しくは居宅支援サービス費」及び「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）」の下に「、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（療養に相当するものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組合規約第11条第1項の規定は、平成18年10月1日以後に給付事由の生じたものについて適用する。

新潟県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

新潟県薬剤師国民健康保険組合規約の一部を下記のとおり、改正いたします。

[改正理由]

(第 11 条) 健康保険法の一部が改正され、平成 18 年 10 月 1 日より施行されることにより改正する。

(第 12 条) 政府の少子化対策の視点も踏まえ、子供を安心して生み、育てやすくする環境整備のための支援策を更に拡充し経済的負担を軽減するため、および他制度との整合性を図るため改正する。

記

1. 第 11 条を次のように改める。

(一部負担金)

第11条 保険医療機関または保険薬局について療養の給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) (3) 省略

(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき

10分の3

2. 第 12 条を次のように改める。

(出産育児一時金)

第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者が属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として 350,000 円を支給する。

附則

1. この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
2. 施行日前に出産した被保険者に係る新潟県薬剤師国民健康保険組合格約第 12 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

新潟県薬剤師国民健康保険組合規約一部改正（新旧対照表）

改 正	現 行
第 3 章 保険給付 （一部負担金） 第 1 1 条 保険医療機関または保険薬局について療養の給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 （1） <u>3 歳に達する日の属する月の翌月以後であって 70 歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10 分の 3 （2） 3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2 （3） 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10 分の 1 （4） 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 3 （出産育児一時金） 第 1 2 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者が属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として <u>350,000 円</u>を支給する。	第 3 章 保険給付 （一部負担金） 第 1 1 条 保険医療機関または保険薬局について療養の給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 （1） 次号から第 4 号までに掲げる場合 以外の場合 10 分の 3 （2） 3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2 （3） 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10 分の 1 （4） 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 2 （出産育児一時金） 第 1 2 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者が属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として <u>300,000 円</u>を支給する。

改正	現行
附則 - この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。 - 施行日前に出産した被保険者に係る新潟県薬剤師国民健康保険規約第 12 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。	

新潟県建築国民健康保険組合規約の一部を改正する規約

新潟県建築国民健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

規約第10条関係

(一部負担金)

- (3) 前2号の規定にかかわらず、被保険者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合は、当該給付に要する費用の額の10分の1に相当する額。

ただし、70歳に到達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者のその他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条ノ2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、「10分の2に相当する額」を「10分の3に相当する額」に改正する。

規約第13条関係

規約第13条文中「特定療養費に係る療養」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養」に、「第7条第5項」を「第8条第20条」に改める。

「昭和57年法律第80条」を追加する。

附 則 (平成18年7月7日)

この規約は、平成18年10月1日から施行する。

新潟県建築国民健康保険組合規約の一部改正

規約第10条関係

(改正案) 下線部分が改正

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次のとおりとする。

- (1) 組合員は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額。
- (2) 組合員以外の被保険者は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額。

ただし、3歳に達する日の属する月以前である場合は、当該給付に要する費用の額の10分の2に相当する額。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、被保険者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合は、当該給付に要する費用の額の10分の1に相当する額。

ただし、70歳に到達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者のその他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条/2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、10分の3に相当する額。

(現行) 下線部分が改正

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次のとおりとする。

- (1) 組合員は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額。
- (2) 組合員以外の被保険者は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額。

ただし、3歳に達する日の属する月以前である場合は、当該給付に要する費用の額の10分の2に相当する額。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、被保険者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合は、当該給付に要する費用の額の10分の1に相当する額。

ただし、70歳に到達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者のその他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条/2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、10分の2に相当する額。

(傷病手当金)

第 13 条 組合は、被保険者である組合員（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 37 条第 1 項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第 33 条ノ 16 第 1 項に規定する給付の支給を受けることができざる者を除く。）が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法に係る療養若しくは老人保健法に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法に係る療養、若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による施設介護サービス費に係る指定施設介護サービス等（同法第 48 条第 1 項に規定する指定施設介護サービス等をいう。）若しくは特別施設介護サービス費に係る施設介護サービス（同法第 8 条第 23 項に規定する施設サービス等をいう。）療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その者が病院又は診療所へ入院したときは、その入院している期間、その者に対して傷病手当金として 1 日につき次の額を支給する。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 1 級（事業主） | 6, 000 円 |
| (2) 2 級（一人親方及び法人役員） | 5, 000 円 |
| (3) 3 級（従業員） | 5, 000 円 |
| (4) 4 級（25 才未満の組合員） | 5, 000 円 |

2 前項の傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給をはじめた日から起算して 60 日をもって限度とする。

3 前 2 の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、傷病手当金の支給を行わない。

- (1) 業務上又は第三者行為による傷病
- (2) 自損事故による 10 日を超える傷病
- (3) 法令違反等により傷病手当金の支給が妥当性を欠くものと認めた傷病

4 同一疾病については、5 年毎に適用する。

(傷病手当金)

第 13 条 組合は、被保険者である組合員（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 37 条第 1 項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第 33 条ノ 16 第 1 項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。）が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法に係る療養、若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による施設介護サービス費に係る指定施設介護サービス等（同法第 48 条第 1 項に規定する指定施設介護サービス等をいう。）療養に相当するものに限る。）若しくは特別施設介護サービス費に係る施設介護サービス（同法第 7 条第 20 項に規定する施設サービス等をいう。）療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その者が病院又は診療所へ入院したときは、その入院している期間、その者に対して傷病手当金として 1 日につき次の額を支給する。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 1 級（事業主） | 6, 000 円 |
| (2) 2 級（一人親方及び法人役員） | 5, 000 円 |
| (3) 3 級（従業員） | 5, 000 円 |
| (4) 4 級（25 才未満の組合員） | 5, 000 円 |

2 前項の傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給をはじめた日から起算して 60 日をもって限度とする。

3 前 2 の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、傷病手当金の支給を行わない。

- (1) 業務上又は第三者行為による傷病
- (2) 自損事故による 10 日を超える傷病
- (3) 法令違反等により傷病手当金の支給が妥当性を欠くものと認めた傷病

4 同一疾病については、5 年毎に適用する。



国 保 第 899 号
平成18年10月13日

各都府県国民健康保険主管部長 様

北 海 道 保 健 福 祉 部 長

北海道歯科医師国保組合、北海道薬剤師国保組合及び北海道建設国保組合の一部
負担金割合等の変更について

このことについて、北海道歯科医師国保組合、北海道薬剤師国保組合及び北海道建設国保組合割合の一部負担金割合の改正を含む規約の変更について、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮をお願いします。

連絡先	保健医療局国民健康保険課 保険給付グループ
TEL	011-204-5246 (ダイヤルイン)
FAX	011-232-1037



北海道歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（案）新旧対照表

傍線が改正部分

現 行	改 正 案
第3章 保険給付	第3章 保険給付
(一部負担金)	(一部負担金)
第10条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。） について療養の給付を受ける組合員である被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者（以下「老健法該当者」という。）、その他市町村が行なう医療を受けることができる者を除く。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当核給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。	第10条 (省 略)
(1) <u>次号に掲げる場合以外の場合</u> 10の3	(1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10の3
(2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額に満たない場合 10の1	(2) (省 略)

1

北海道歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（案）新旧対照表

傍線が改正部分

現 行	改 正 案
(3) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10の2	(3) (省 略)
(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他法施行令第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10の2</u>	(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他法施行令第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10の3</u>

北海道歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（案）新旧対照表

傍線が改正部分

現 行	改 正 案
（療養付加金） 第14条 組合は、被保険者である第1種組合員が保険医療機関等において、一部負担金を支払った時は療養付加金を支給する。 2 療養付加金の額は、<u>第10条第1項第1号</u>の一部負担金のうち10の1相当額とする。 3 療養付加金の支給に係る給付の調整及び給付の制限については、国民健康保険法第56条及び第59条から第63条の2までの規定による取扱いと同様とする。 4 療養付加金は、国民健康保険法第57条の2に基づき高額療養費が支給される場合には、高額療養費を除く自己負担金の三分の一を支給する。 5 療養付加金の算定は、6カ月（4月～9月、10月～3月）、分けて算出する。 6 前項の規定により算定した額より千円を差し引き、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 7 前項に定めるもののほか、療養付加金の支給に関しては必要な事項は別に定める。	（療養付加金） 第14条 組合は、被保険者である第1種組合員が保険医療機関等において、一部負担金を支払った時は療養付加金を支給する。 2 療養付加金の額は、<u>第10条第1項第1号、第4号及び法施行令第27条の2第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上の老健法該当者の一部負担金のうち10の1相当額とする。</u> 3 （省 略） 4 療養付加金は、国民健康保険法第57条の2に基づき高額療養費が支給される場合及び老人保健法第46条の8に基づき高額医療費が支給される場合には、<u>高額療養費及び高額医療費</u>を除く自己負担金の三分の一を支給する。 5 （省 略） 6 （省 略） 7 （省 略）

3

	（施行期日） 1 この規約は、平成18年10月1日より施行する。
--	--

北海道薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正

現 行	改 正 案
(一部負担金) 第 3 章 保 険 給 付 第 1 2 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける組合員である被保険者及び組合員以外の被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。なお、いずれの被保険者も老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。 一 次号から第 4 号までに掲げる場合以外の場合 1 0 分の 3 二～三 省略 四 7 0 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（7 0 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第 2 7 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 1 0 分の 2	(一部負担金) 第 3 章 保 険 給 付 第 1 2 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける組合員である被保険者及び組合員以外の被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。なお、いずれの被保険者も老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。 一 3 歳に達する日の属する月の翌月以後であって 7 0 歳に達する日の属する月以前である場合 1 0 分の 3 二～三 省略 四 7 0 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（7 0 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第 2 7 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 1 0 分の 3

附 則

この改正規約は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

北海道建設国民健康保険組合規約新旧対照表

(平成18年10月1日施行)

現	行	改	正	案
(一部負担金) 第10条 組合員である被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者、その他市町村が行う医療の給付を受けることができる者を除く。)が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)について療養の給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 (1) 次号及び第3号までに掲げる場合以外の場合 10分の2 (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2		(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)について療養の給付を受ける被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者、その他市町村が行う医療の給付を受けることができる者を除く。)は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 (1) 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3		

現	行	改	正	案
2 前項に規定する者以外の被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)が保険医療機関等について療養の給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後にである場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 (療養付加金) 第10条の3 組合員である被保険者が、第10条第1項に規定する一部負担金を支払い又は納付したときは、当該負担した費用の額を支給する。		2 削除 (療養付加金) 第10条の3 組合員である被保険者が、第10条に規定する一部負担金を支払い又は納付したときは、当該負担した費用の額を支給する。		

現 行	改 正 案
(出産育児一時金) 第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対して、出産育児一時金として<u>300,000円</u>を支給する。 2 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は、 (省 略) の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 (傷病手当金) 第15条 組合は、組合員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条第1項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第33条ノ16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付(入院に限る。)、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療(入院に限る。)、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。))若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(療養に相当するものに限る。))を受けている場合において、その療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して第4日から労務に服することができない期間、その者に対して次の区分により傷	(出産育児一時金) 第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対して、出産育児一時金として<u>350,000円</u>を支給する。 2 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は、 (省 略) の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 (傷病手当金) 第15条 組合は、組合員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条第1項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第33条ノ16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付(入院に限る。)、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療(入院に限る。)、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。))若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(療養に相当するものに限る。))を受けている場合において、その療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して

現 行	改 正 案
病手当金を支給する。 (1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる組合員 1日につき 5,000円 (2) 第20条第1項第3号から第5号に掲げる組合員 1日につき 4,000円 2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して年間60日をもって限度とする	第4日から労務に服することができない期間、その者に対して次の区分により傷病手当金を支給する。 (1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる組合員 1日につき 5,000円 (2) 第20条第1項第3号から第5号に掲げる組合員 1日につき 4,000円 2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して年間60日をもって限度とする 附 則 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。 2 この規約による改正後の北海道建設国民健康保険組合規約(以下「新規約」という。)第10条第1項第1号及び第4号の規定は、平成19年4月1日から適用する。 なお、改正前の北海道建設国民健康保険組合規約第10条第2項各号の規定は、平成19年3月31日まで、なおその効力を有する。 3 新規約第11条の規定は、平成18年10月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。



(公印省略)

18国援第101号-16

平成18年11月7日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、愛知県健康福祉部長から通知がありましたので、お知らせします。



18 医国第3028号

平成18年10月25日

各都道府県国民健康保険主管課長殿

愛知県健康福祉部長

(公 印 省 略)

国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき下記の国民健康保険組合の規約の一部改正について認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関へ御周知いただきますようお願いします。

記

名古屋市食品国民健康保険組合

愛知県薬剤師国民健康保険組合

愛知県医師国民健康保険組合

愛知建連国民健康保険組合

建設連合国民健康保険組合

担当 健康担当局

医務国保課国保指導グループ

電話 052-954-6277(ダイヤル)



名古屋市食品国民健康保険組合規約の一部を改正する規約

名古屋市食品国民健康保険組合規約(昭和34年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第10条第一号中「次号から第四号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である」に改め、同条第四号中「10分の2」を「10分の3」に改める。

附 則
(施行期日)

1. この規約は、平成18年10月1日から施行する。

(参 考 資 料)

新旧対照条文

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(一部負担金) 第10条 略 一 <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3 二 略 三 略 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u>	(一部負担金) 第10条 略 一 <u>次号から第四号までに掲げる場合以外の場合</u> 10分の3 二 略 三 略 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>

愛知県薬剤師国民健康保険組合

規約改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第三章 保険給付 (一部負担金) 第 10 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は薬局に支払わなければならない。 1、<u>3 歳に達する日の属する月の翌月以後であって 70 歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10 分の 3 2、3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2 3、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く) 10 分の 1 4、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者(70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 27 号の 2 第 1 項に規定するものに限る。)について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 3	第三章 保険給付 (一部負担金) 第 10 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は薬局に支払わなければならない。 1、<u>次号から第 4 号までに掲げる場合以外の場合</u> 10 分の 3 2、3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2 3、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く) 10 分の 1 4、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者(70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 27 号の 2 第 1 項に規定するものに限る。)について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 2

第十一章 罰 則

第 61 条、組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第十一章 罰 則

第 61 条、組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

附則 この規約は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

愛知県医師国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

新	旧
(一部負担金) 第11条 被保険者が保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、<u>当該療養の給付に要する費用の額に次の各項の区分に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u> 2 <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前に該当する被保険者については十分の三に相当する額とする。</u> 3 <u>3歳に達する日の属する月以前に該当する被保険者については十分の二に相当する額とする。</u> 4 70歳に達する日の属する月の翌月以後に該当する被保険者については十分の一に相当する額とする。(次項に掲げる場合を除く) 5 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の二第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、<u>十分の三に相当する額とする。</u>	(一部負担金) 第11条 被保険者が保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、<u>次の第2項に定めるもの以外は、当該療養の給付に要する費用の額の十分の三に相当する額とする。</u> 2 70歳に達する日の属する月の翌月以後に該当する被保険者については十分の一に相当する額とする。(次項に掲げる場合を除く) 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の二第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、<u>十分の二に相当する額とする。</u>

附則 この規約は、平成18年10月1日から施行する。

愛知建連国民健康保険組合

規約の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合については、10分の3に相当する額。 二 3歳に達する日の属する月以前である場合については、10分の2に相当する額。 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)については、10分の1に相当する額。 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第3項に規定する額以上であるときは、10分の3に相当する額。	第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第四項までに掲げる場合以外の場合については、10分の3に相当する額。 二 3歳に達する日の属する月以前である場合については、10分の2に相当する額。 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)については、10分の1に相当する額。 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第3項に規定する額以上であるときは、10分の2に相当する額。

この規約は、平成18年10月1日から施行する。

建設連合国民健康保険組合 規約の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 (略) 一 <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳の達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3 二 (略) 三 (略) 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u>	第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 (略) 一 <u>次号から第四号までに掲げる場合</u> 10分の3 二 (略) 三 (略) 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>

附則 この規約は平成18年10月10日から施行し、平成18年10月1日から適用する。